

農業近代化資金融通法第3条第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件

平成14年6月21日農林水産省告示第1183号

最終改正 平成18年1月26日農林水産省告示第93号

農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）第3条の2第4項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

農業近代化資金融通法第3条第4項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。